

特別養護老人ホーム 芙蓉荘 利用料金表（1割負担）

令和7年5月現在

特養・多床室

（単位：円・1ヶ月：31日）

介護度	段階	施設サービス費	栄養マネジメント強化加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	1ヶ月あたり単位数計	1割負担／月	居住費／日	食費／日	1ヶ月あたり
要介護1	第1段階	589	11	22	36	50	20,448	23,637	0	300	32,937
	第2段階								430	390	49,057
	第3段階									① 650	① 57,117
										② 1,360	② 79,127
	第4段階								915	1,700	#REF!
要介護2	第1段階	659	11	22	36	50	22,618	26,146	0	300	35,446
	第2段階								430	390	51,566
	第3段階									① 650	① 59,626
										② 1,360	② 81,636
	第4段階								915	1,700	#REF!
要介護3	第1段階	732	11	22	36	50	24,881	29,035	0	300	38,335
	第2段階								430	390	54,455
	第3段階									① 650	① 62,515
										② 1,360	② 84,525
	第4段階								915	1,700	#REF!
要介護4	第1段階	802	11	22	36	50	27,051	31,270	0	300	40,570
	第2段階								430	390	56,690
	第3段階									① 650	① 64,750
										② 1,360	② 86,760
	第4段階								915	1,700	#REF!
要介護5	第1段階	871	11	22	36	50	29,190	33,742	0	300	43,042
	第2段階								430	390	59,162
	第3段階									① 650	① 67,222
										② 1,360	② 89,232
	第4段階								915	1,700	#REF!

- 上記利用料に、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（総単位数の14.0%）及び地域加算（7級地10.14）は計上しております。
- 入所月のみ「安全対策体制加算」月20単位計上させていただきます。
- 科学的介護推進体制加算Ⅱ 1ヵ月50単位計上させていただきます
- 上記利用料に、1日あたり飲み物50円、おやつ60円が計上されます。嚥下調整が必要な方は1回70円（1日あたり210円）が計上されます。

備考
第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方
第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方（第3段階①）120万円超の方（第3段階②）
第4段階 上記以外の方